

趣旨

- 市町村の消防に必要な最小限度の水利について定めるもの。

主な内容

消防水利

配置

(消火栓のみに偏することのないように考慮)

- ① 消防に必要な水利施設
- ② 指定消防水利

【市街地・準市街地】

防火対象物から一の消防水利に至る距離が、下表の数値以下となるように配置

用途地域	平均風速4m毎秒未満	平均風速4m毎秒以上
近隣商業地域・商業地域 工業地域・工業専用地域	100m	80m
その他の地域	120m	100m

【その他地域】

防火対象物から一の消防水利に至る距離が、140m以下となるように配置

消防水利の例示

- ・消火栓
- ・私設消火栓
- ・防火水そう
- ・プール
- ・河川、溝等
- ・濠、池等
- ・海、湖
- ・井戸
- ・下水道

【給水能力等】

- 常時貯水量が40m<sup>3</sup>以上又は取水可能水量が毎分1m<sup>3</sup>以上で、かつ、連続40分以上の給水能力を有するもの
- 消火栓は、呼称65の口径を有するもので、直径150mm以上の管に取り付けられていなければならない。
- 私設消火栓の水源は、5個の私設消火栓を同時に開弁したとき、毎分5m<sup>3</sup>の給水を40分以上継続できる給水能力を有するもの